

特定非営利活動法人
福山市身体障害者団体連合会

第10号

福山市身連通信

2014 (H. 26) 年1月

発行者 NPO法人 福山市身体障害者団体連合会
編集者 福山市身連 広報部市身連通信編集委員会
連絡先 084-983-2411

目次

年頭にあたって	1
理事長 前川昭夫	
法人設立記念式典	2
その続き	3
NPO法人 福山市身連	4
定款5頁	
定款6頁	5
定款7頁	6
定款8頁	7
広島県身障相談員研修会	8
中・四国身体障害者福祉大会	9
その続き	10
訃報	
他	

年頭にあたって

特定非営利活動法人

福山市身体障害者団体連合会

理事長

前川

昭夫

皆様新年あけましておめでとうございます。

新年の幕開けを健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

去年は地球温暖化のせい、各地でさまざまな災害が発生し、心穏やかでない事がいくつもありませんでしたが、福山地域においては、特別大きな災害が発生していないと思いますが、それぞれお住まいの地域はいかがでしょう？

福山市は市制施行一〇〇周年に一步近づき、今年には具体的な提案がなされると思いますが、当連合会も昨年八月にNPO法人に移行し、公的事業も受け入れ可能となり、今後自主努力と組織強化に努めていく必要があります。

国は障害者虐待防止法や、障害者差別解消法を始め、いくつかの法改正を行い、権利条約の批准

に向けた手続きに入っていますが、地方においても障害者の人権が保障され、生活の安定安心を求めていかなければなりません。

福山市身体障害者団体連合会としてもこれらの運動に参加し、内部ではいろいろ学習をして法人の目的に向かつて、事業優先の方針を確認し会員一丸となって初期の目的の一つでも多く達成して行きましょう。

また、相談員協議会の皆様もその役割が重要となります。お互いに連携を密にして、その責務を果たし、貢献していけたらと願っております。

結びに皆様のご健勝とご多幸を祈念し、年頭のご挨拶といたします。



おめでとうサンフレッチェ広島 2連覇達成

ごめんナ広島市長

特定非営利活動法人 福山市身体障害者団体連合会

法人設立記念式典

とき 2013年11月30日(土) 10:00~
ところ 福山労働会館 みやび

はじめに

福山市身連はほぼ毎年忘年会、日程の都合のつかない時は新年会を開いてきましたが、今年はそうでなく、理事長いわく忘年会を前倒ししてNPO法人として認可された記念式典を開催して、忘年会にかえようと総務会に対応する事となりました。検討の結果法人正会員さんを対象に案内して、みやびにて、式典とそれに続き懇親会を行うことと決定しました。

アトラクション

この行事を盛り上げるため、何かアトラクションをと話が出て、会計の白石氏から、自分たちの趣味のグループで琴と尺八の演奏をやってもいいと提案があり、改めてアトラクションを採すには、費用の面も、会合の規模の面でも難しく、渡りに船、とお願いすることとなりました。

実際琴を演奏する四名の女性の方と白石氏ら二名の男性の尺八でこれぞ日本情緒と言うものをしっかりと味わう事が出来ました。「花は咲く」を合唱してしめとなつ

ていましたが、歌声が少し少なくちよつと残念でしたが、高齢者の多い会員には、和楽器の演奏はぴったりで、すごく気持ちの和む思いでした。



来賓

この行事に市長、市議会議長、社会福祉協議会、県身連、連合会顧問に案内をし御参席を願いましたが、国から市町まで議会の開催の時期で役職の方たちの忙しい時期で厳しかったようです。それでも市長代理には福祉部長の高村明

雄氏が出席(式典のみ)され、市議会議長からはメッセージでしたが、副議長で顧問の法木昭一氏、社協からは副局長の守山勉氏が出席、又県身連の鎌刈会長も他の行事と重なり、副会長の村井憲治氏がわざわざ三次から駆けつけて下さいました。そして、式典には間に合いませんでしたが、渡壁正徳県議にも出席いただき、懇親会の頭で祝辞をいただき、両顧問にはカラオケでもシッカリ盛りあげていただきました。

参加会員

昨年までの忘年会のように各協会員さんの出来るだけたくさんの参加がある方がにぎやかに盛り上がり楽しいですが、今回法人化を記念しての会なので正会員登録の会員へ案内状となり、七十名程に案内し四十名程の出席がありました。当日、送迎バス二台を用意し北部と駅裏をカバーし、その他にマイカーやコース外の参加者もあり、開催時間の一〇時前には一斉に到着されましたが心配したの

(次ページに続く)

(前ページの続き)

は当日福塩線で落石があり止まっていた、福塩線を利用し駅裏でバス利用の人はいつ再開できるかわからないと言われ、仕方なく電車を降りタクシーを飛ばして来られた人もありましたが、結局予定より二名多くの参加者があり、会としてはうれしい始まりでした。

式典

十時から約三十分アトラクションがあり少々片付けの後式典の開催となり、まず理事長挨拶で前川氏がこれまでの設立総会等でも話していたNPO法人としての活動に対する思いを述べて挨拶し、そして設立の実行委員長であった三島副理事長が経過報告をして、そこから来賓の祝辞を受けることになりました。

先ず、市長からのメッセージを高村福祉部長が代読し、祝いと励ましを表され、次は市議会議長からの祝電がありました。それは後に発表とし、社協の守山副局長の祝辞があつて、続いて県身連の村井副会長が会長の祝辞を代読され、それから顧問の法木副議長に祝辞

を頂きました。くしくも市身連の始まりは議員の誕生日と同じで、同じ年同士共に頑張ろうとの事でした。同じ顧問の渡壁県議はまだ到着されておらず、ここで議長のメッセージを藤井武儀事務局次長が読み上げて式典を終了しました。

懇親会

式典を終えて一旦参加者の皆さんは会場から出て、各テーブルに料理等の用意をもらう休憩の後再び会場に入り開始となり、まず懇親会に先立ち渡部氏をはじめ



今年の物故者に対し黙とうをささげ、そしてテーブルに用意されていたグラスはノンアルコールと云うことで、それで法木顧問の発声で乾杯をして懇親会の始まりとなりました。

ここでこれもアトラクションで、食事をしながら吹くわけにいかないと言うことで、江草氏のここ何年で非常に上達されたハーモニカ演奏と、同じく根本氏の年季の入った昭和そのもののムードをかもしだすハーモニカのメロディを奏しませてもらいました。そうしているうちに顧問の渡壁氏が到着され、お祝いの言葉をいただきました。

これで式典行事はすべて出来ましたので、気楽に食事をいただきました。ながらの歓談となりました。それぞれお好みの飲物(マイカー使用者は残念ながらノンアルコール)をもらって、この後は例年の忘年会の雰囲気になってきました。しばらくして例によってごちそうをいただきました。カラオケが始まり、日頃練習をしていた曲の発表の場が来たと、早速チャレンジされる人、しばらくぶりに歌ってみようかと曲を探す人など、次々



とエンタリースhirtsが出されて、芸達者達の競演の様相となってきました。

最後は時間が足りませんので曲数を制限しますというような状態で、和気あいあいの宴会となりました。

×は芦田協会の甲斐副理事長の福山風ギャグのよくきいた甲斐さんらしい閉会の挨拶でお開きとなりました。

連合会の会員さんにとって今年最後の楽しい交流の場であったとの印象が残りました。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算及び貸借対照表並びに財産目録
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第49条において同じ。）その他 新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電子メール、点字（以下「書面等という」、以下この定款において同じ。）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項、

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関す

残りの条文は、次回掲載し終了します。

平成二十五年 度

広島県身体障害者相談員研修会

日時 平成二十五年十二月二日
場所 安芸 グランドホテル

今年度の県身連の相談員研修は何年か前宿泊研修をした安芸グランドホテルで宿泊研修が計画され、県内の相談員が一同に集められ、それと共に連合会としての親睦を図るという目的で二日にかけて開催されました。

福山市の相談協は当初一〇名程の宿泊参加者を募集しましたが、連合会行事が続ぎ、十分な参加者が集まらず、急遽初日の相談員研修にしばって日帰り参加を計画しバス送迎の案を相談員さん全員に案内して対応しました。結果三五名ほど(うち宿泊研修六名)の応募があり、鎌刈会長のお膝元としての対面を保てることになりました。

一行は車イス使用の三名を含みリフト付バスで市内一円の相談員

を乗せて高速にのり宮島のサービスイリアに入り注文してあった弁当を

積み、即そこで昼食を済ませました。当日天気は最高の日でしたので、みんなこんな行楽日和に屋内に居らず、宮島でも渡って観光したいもんだねえと言いながら会場入りしました。

研修は鎌刈会長の挨拶で始まり、恒例の行政説明では今回広島県の障害者支援課の黒飛栄治氏によって最近の動向についての説明がありました。

ここに、三年の研修での行政説明は支援法等が次々に変わって行くことや見直し等で、説明と言われても大枠こうなるだろうとか、こういう方針で計画中とか、状況を見てからとか、責任部署が決まってるからとか、決定されたという事の説明が探してもないくらいで、特に自分たちは身体の障害ですが

今は、知的、精神と一括で語られるので、研修の中身に身体に絞られたところが薄く、編集子のように頭の中身も薄い者には何を学習したかほとんど残っておらず、皆様にお伝えするものがありません。幸い今回大勢の相談員が参加されていましたので、どうぞその方々にお聞きください。



後半の体験者講演では竹原市に筋ジストロフィーの人たちを受け入れて作業所を開いた父親の後を受けて、聖恵会という社会福祉法

人の理事長をされている川崎俊和氏の体験談で、自分が子供の時から父親(牧師さん)が筋ジストロフィーであり、家族で、男手の自分がいかなる行き来に背負ってアシストしてきた話など、生まれ持った福祉精神のある人で、施設の理事長となつて、入所者たちのためにもいろいろ努力され、今では地元(の街)自体が、障害者の生活が少しでも健常者並に近づくよう、バリアフリー、障害者用トイレの街中への設置等福祉の街になってきたことなどのお話を聞きました。

これで一日目の研修を終え、日帰り組は、帰途につきました。

＊ 福山から六名の宿泊参加者がおられますので、その後の行事、懇親の模様など、原稿をお願いし次回皆様にお伝えしたいと思っています。

相談協の年内の行事はこれで終わり、年明け福山の研修会を企画されそうですので、またお会いしましょう。

第四十回

中・四国身体障害者福祉大会(こうち大会)

日時 平成二十五年十一月二十日
場所 高知県立県民文化ホール

八月末の県身連の中・四国大会
参加募集の締切にはすでに満員で
すと、言われるほど参加者が多く
福山市身連は、地元で団体を組む
事にしましたが、高知では何回も
大会のあったせいか、意外と参加
者が少なく、その上直前飛び入り
の事情も重なり二十名に満たない
ツアーでしたが、それなりに和気
あいあいのバスの旅になりました。
行程表では瀬戸大橋で四国に渡
る予定でしたが、最後の乗客を松
永で乗せてそのまま下ってしまな
みで今治に渡り、まず、昼食と遊
覧船観光に大歩危峡に向かいまし
た。大歩危の観光は何年か前の四
国での大会の時予定されていた
たが、台風で増水し中止になり何
年ぶりかの実現でした。乗船して
の見物は左右の山肌は色づき、水
は清流でとても快適でしたが、乗

船場までの坂道は細く急坂でバリ
アフリーの対極にある道でしたが
何とか皆、無事往復でき楽しむこ
とが出来ました。そこから祖谷の
里に向かいバスは高低の激しい道
を走り、かずら橋に到着、四国で
は定番の観光地なので、何回目と
言う人が多かったですが、今回やっ
と渡ってみたと言う人もいました。
今回の宿は車イスで
の参加者もありバリア
フリーの洋室のある、
土佐ロイヤルホテルに
変更され、高知市を通
り抜け、南国市をまだ
東南に走り安芸郡にあ
り丘の上に十三階がそ
びえたって室戸岬観光
に行く人は必ず見える
ホテルで、ゴルフ客や
今は阪神の秋季キャン



プの宿になっていました。
一行のほとんどは十一階の部屋
でしたがそこから太平洋は見えず
景観はバスで見た水平線のほう
が雄大に見えました。
宿の夕食も洋テーブルで少人数
なので大盛り上がりとはいきませ
んが、松永の小川さんを始め芸達
者がそろい楽しい小宴会でした。
翌日、市外からの会場入りなの
で少々早く出発して会場に着くと
もう満員状態でしたが、実は本会
場は千五百人定員でサブ会場に五
百人がスクリーンを見ての合計二
千人の参加だったようです。
歓迎アトラクションの後、開会
となりその中の表彰
では、広島県からも
三名の表彰者が選ば
れそのうち福山から
新市協会の三島茂氏
ろうあ協会から杉之
原勝彦氏の二名が表
彰を受けました。お
二人とも大変おめで
とうございます。
大会は第二部の議
事もとどこおりなく

決定され(あらかじめ質問は受け
ませんと宣言されました)終了後
バス乗車の順番を待つ桂浜に向
かい、昼食となり、やはりここで
もこれぞ高知と名物のかつおのた
たきをいただいて、ここでJRで
の参加をされていた難聴協会の大
谷さんと別れ、昨日広島県身連仕
立のツアーが見学した、牧野植物
園へ向かいました。
季節が冬の入り口でもあり、植
物園の中はあまり華やかではあり
ませんが、ここも五台山と
いう
(次ページに続く)



(前ページからの続き)

けっこう高いところに作られており、今回のバスの旅は何かスカイラインコースというようでした。

ここを最後の行程に私達は一路帰途につき、ゆとりあるバスの中ゆったりと帰ってきました。



本来前川会長を団長に予定されたツアーでしたが急ぎよ飛び入り日程があり、三島副会長を団長に事務局も藤井貢氏一名でお世話となりましたが、皆さんの協力の問題なく楽しく研修してきました。来年度の中・四国大会は一応

島根県で開催予定でしたが、全国大会を受けることになり、結果中・四国大会は無しと言う説明でした。そして再来年、次回の中・四国大会は香川県で開催しますと挨拶がありました。

「今回の記事の中で最初の行事でしたが紙面の都合で最後に載せました。」

情報の小窓

＊ 十二月十四日リーダーンローズで明るいまちづくり推進大会があり善行市民として芦田の甲斐賛さん、松永の小川愛二さんがこれまでの功績で表彰を受けられたそうです。誠におめでとうございます。

＊ 十二月十七日の参画センターにおける連絡会で旧連合会の会計を閉める決算の報告や、各協会の賛助会費の徴収があつて、法人移行に向けての準備を着々と進められております。

祈ご冥福

福山市と神辺町が合併する前から神辺町身体障害者福祉協会の会長として、福祉団体や関連のいろいろの団体のお世話をして来られ、合併後は福山市身体障害者団体連合会の幹部 副理事長として活躍してこられた 渡部重一氏が十一月十六日お亡くなりになりました。

十八日 平安祭典神辺で葬儀が行われ、連合会からも幹部が参列しましたが、斎場が満員になるほどの参列者で、故人の生前のご活躍がしのばれるお見送りでした。

連合会もNPO法人としてこれからの故人のご活躍を願っていた矢先で、大変残念な思いです。安らかなご冥福をお祈りします。今後の神辺協会はとりあえず田上副会長が今年度会長代行として、新年度に向け組織の立て直しをされるようです。連合会の中核団体としてがんばっていただきたいと思います。

編集委員会より

会員の皆様新年明けまして

おめでとうございます。

この状態で発行していますのでこれだという編集スタイルが固まるのは何時のことかわかりません。

連合会活動で、連絡会という毎月の役員会は法人のどこの位置の存在か、また、広報部としても事務局と連動して活動するべきものと思っておりますが、どこまで広報部といえいいのか、組織図がはっきりせず少々戸惑っています。

新年度に向けて、やる事いろいろ、皆様頑張らしましょう！(M)

市身連通信の編集について、いくつかアドバイスを、アイディアをもらい、なるほどと思う事もあり、どのように形にするかなと考えているうちに次の発行日が近づき、特に年末に向け行事の多かった事もあり、とりあえず間に合わせているだけで今年は終わり、10号が皆様の手元に届くのは新年が明けて何日か後の事と思いますので

(合同会社) 福祉工房

— 視覚障害者の就労を求めて —



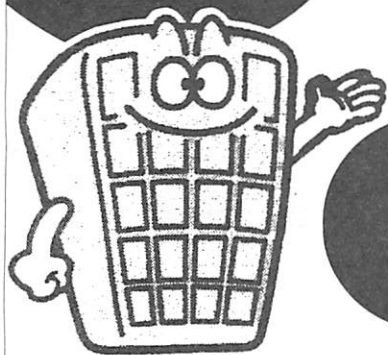
介護用品専門の店

はるかぜ

☎ 0120-23-0772

福山市木之庄町三丁目3番15号 TEL 084-923-0772・FAX 922-0910

貸



飲食店舗

スナック・ラウンジ
クラブ・喫茶飲食等

マンション

ワンルーム・2DK
~3LDK等〈ペット可〉

入居負担を軽く 敷金分割可

持主

飲食店ビル・賃貸マンションの管理運営

(株) 佐藤家電

福山市松浜町1-13-5 ☎(084) 922-0405